

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、特許審査情報検索システムを更新

Topic-2

最高人民法院知識産権法廷、2022年「裁判要旨摘要」と「典型案例」を発表

一、「最高人民法院知識産権法廷裁判要旨摘要」(2022)

二、「最高人民法院知識産権法廷典型案例」(2022)

Topic-3

CNIPA、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表(連載終了)

CNIPA、特許審査情報検索システムを更新

国家知识产权局（CNIPA）は、2023年2月1日をもって、最新版の特許審査情報検索システムのBeta版（以下、新検索システムと言う）を公開した。ただし、システムが更新することで、新たにアカウントを作成することが必要となる。

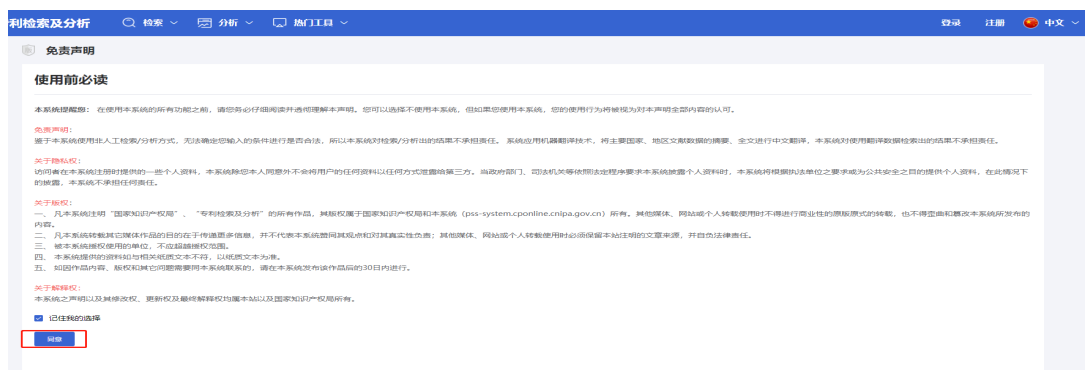
新検索システムのログインのページ（<https://cpquery.cponline.cnipa.gov.cn/>）には、赤い四角のように「立即注册」（直ちにユーザー登録）が表示されているが、こちらのユーザー登録の入り口から登録しようとするれば、中国の身分証明が求められるため、外国の方は利用できない。



ここでは、迂回策を利用し、中国の身分証明が無くても利用可能なメール認証によるユーザー登録の方法と、新検索システムの利用方法を紹介する。

Step1. メール認証によるユーザー登録

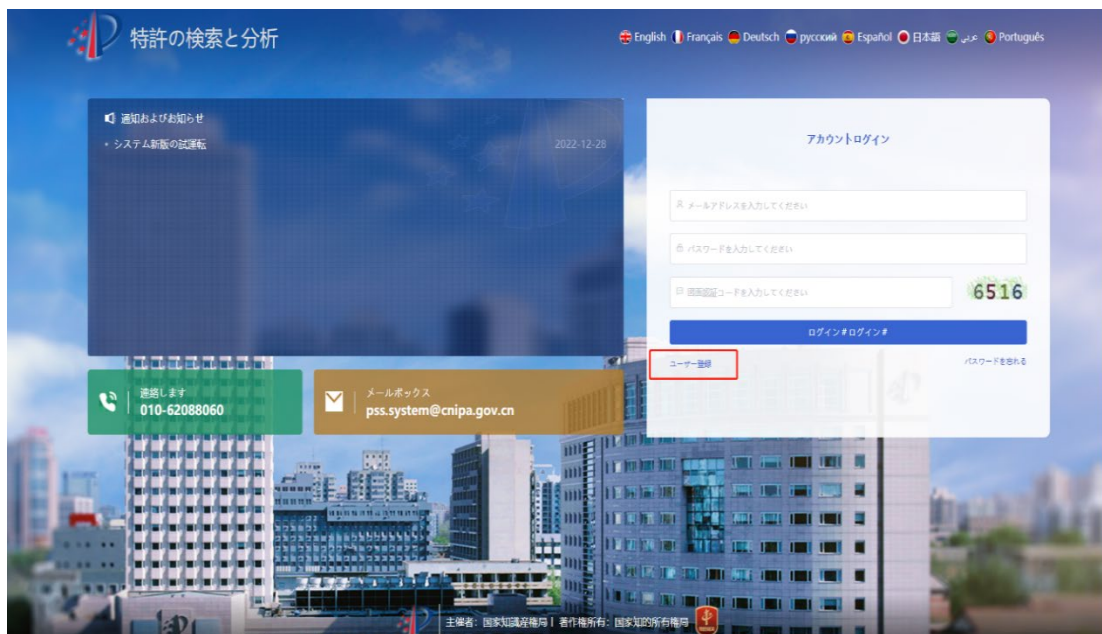
① まず、<https://pss-system.cponline.cnipa.gov.cn/login> にアクセスする。以下の画面が表示される。



赤い四角の中の「同意」をクリックすれば、次の画面が表示される。



赤い四角の中の「注册」(ユーザー登録)をクリックすると、次に進める。



各国語表示があるので、日本語を選択できる。

そして、赤い四角の中の「ユーザー登録」をクリックし、次の画面に移る。

② 以下のようにユーザー登録の画面が出る

ユーザー登録

1. 登録メールアドレスを入力してください
2. メールボックス認証コードの取得
3. 認証コードを入力してください
長さ6の文字を入力してください
4. パスワードを入力してください
5. 確認パスワードを入力してください

以下の通り、情報を入力する：

1の箇所にメールアドレスをご入力ください。

2の箇所の青いボタンを押して、認証コードを発行させる。

3の箇所にご受信いただいた認証コードをご入力ください。

4の箇所にPWをご入力ください。PWは8～18文字で、数字、大文字・小文字の組み合わせ、特殊文字を含む必要がある。

5の箇所にPWを再度ご入力ください。

最後に、一番下の青い「登録」ボタンをクリックすれば、登録完了となる。

Step 2. 新特許審査情報検索システムを利用する

① 新検索システムのログインのページ (<https://cpquery.cponline.cnipa.gov.cn/>) にアクセスする。



1の箇所に Step1.のご登録のメールアドレスをご入力ください。

2の箇所に Step1.のご設定のPWをご入力ください。

青い「登録」(ログイン) ボタンをクリックし、次の画面に移る。

次の画面に、スライド式のパズル認証となる。スライドして、パズルを合わせれば、認証が成功し、特許審査情報検索システムに入れる。

② 特許審査情報検索システムは多言語対応可能である。以下の画面のように、右上の小さい地球のマークをクリックし、日本語版のページに切り替えることができる。



日本語版のページは、以下の通りとなる。

出願番号: 例: 2010101995057	発明の名称: 入力してください
出願人: 入力してください	発明の種類: 選択してください
出願日: 開始日 対象 終了日	分類番号: 例: A01B 1/00

検索項目の展開

出願番号だけでなく、出願人・発明の名称・出願日などの情報から、検索することができる。出願番号の入力方式もスマートになり、旧システムだと、出願番号の点を削除してから検索しないと結果が出ないが、新検索システムでは、出願番号に点の有無によらず、同じ結果が出る。

情報を入力し、青い「照会」ボタンをクリックすると、検索結果の一覧が表示される。閲覧したい出願の発明の名称をクリックすれば、詳細な状況が確認できる。

- ③ 以下の通り、基本情報はデフォルトに表示されるが、赤い四角の中部分には、審査情報（出願書類、中間書類、通知書など）・手数料情報・公告情報・質押（抵当権設定）情報・実施許可などの項目も表示され、当該項目をクリックすれば、様々と確認できる。

中国特許審査照会システム / 国内案件情報詳細

出願番号: [REDACTED]

- 基本情報
- 審査情報
 - 出願書類
 - 中間書類
 - 通知書類
 - 再審文書
 - 無効文書
- 手数料情報
- 発送文書情報
- 公告情報
- 特許権質押
- 許可届出の実施
- オープンライセンス宣言
- パテントファミリー情報

基本情報 ひきあげる ^

出願番号	[REDACTED]	発明の名称	[REDACTED]
出願日	[REDACTED]	主な国際特許分類	[REDACTED]
案件の進捗状況	[REDACTED]	分案出願日	
マスター区分バージョン番	2006.01	副分類番号	[REDACTED]
サブカテゴリバージョン番	2006.01,2006.01,2006.01	分類日	

出願人 ひきあげる ^

氏名又は名称	国籍又は本部のアドレス	郵便番号	アドレス
[REDACTED]	[REDACTED]	-	-

以上の項目の内、一般公開なものをクリックすれば、普通に表示される。右クリックすれば、ローカルに保存することは可能である。

一般公開していない項目をクリックすれば、以下の図のように、黄色のダイアログボックスが表示され、ダイアログボックスには「該用户没有权限查看实体文件!」（当該ユーザーにはこの書類を閲覧する権限はありません!）と書いている。これらのファイルに関しては、当システム経由で確認することができない。



2023年1月26日以降に発行の書類に関しては、もはや旧システムにアップロードしなくなった。以前発行の書類は、順次に新検索システムに移転する最中である。情報量が膨大なため、完全完了するまでにもうしばらくかかりそうである。

新検索システムの最大の進化として、旧システムにアップロードされた書類は、コピーペースト不可な画像形式であるのに対し、新検索システムでは、2023年1月26日以降に発行される書類は、原則、コピーペースト可能なファイル形式となった。

新特許審査情報検索システムの利用方法に対する説明は以上となり、また何かご不明な点ございましたら、遠慮なく弊所までお問い合わせください。

最高人民法院知識産権法廷、2022年「裁判要旨摘要」と「典型案例」を発表

2023年3月30日に、最高人民法院知識産権法廷は、2022年の「最高人民法院知識産権法廷裁判要旨摘要」（以下、「要旨」）と「最高人民法院知識産権法廷典型案例」（以下、「典型案例」）をリリースした。

最高人民法院知識産権法廷は、2022年に審理完結の技術型知的財産権案件と独占禁止法事件計3468件の内、61件を厳選し、75条の裁判要旨をまとめて、公表を行った。最高人民法院知識産権法廷は、さらに、合計で20件の典型案例を公表した。典型案例の内、特許に関わる民事訴訟7件、特許に関わる行政訴訟3件、植物新品種に関わる事件3件、技術秘密に関わる事件3件、独占禁止法に関わる訴訟4件である。

「要旨」と「典型案例」は、中国の司法理念、事件審理の思考法と裁判方法全般を理解するのに大変有意義な資料となる。分量の制限もあり、今回は、実務上重要であると思われるものを数件のみピックアップし、簡単な紹介を行う。

一、「最高人民法院知識産権法廷裁判要旨摘要」（2022）

№2. 特許出願の請求項に出願書類に暗に開示されている内容を追加することは新規事項の追加になるかに対する判断基準

事件番号：（2021）最高法知行終440号

判決要旨：特許審査のプロセスにおいて、出願人は請求項を補正する際に、追加の内容は出願当初の出願書類に明白に記載されていないが、出願当初の出願書類に暗に開示されている内容である場合、当該補正は中国特許法第33条の規定に反せず、認められるべきである。

№5. 特許出願の進歩性判断際の「成功に対する合理的な予期」の要素の考慮

事件番号：（2019）最高法知行終235号

判決要旨：「成功に対する合理的な予期」は発明が自明であるかを判断する際の考慮の要素となり得る。出願日時点での先行技術の状況、技術の進化の特徴、イノベーションモード、イノベーションにかかる平均コスト、イノベーションの全体的な成功率などを総合的に考慮し、当業者は最も近い先行技術に基づき試みる動機があり、且つ発明の技術案が合理的に予期できる場合、当該技術案は進歩性を有しないと判断できる。「成功に対する合理的な予期」は、当業者にとって「試みる必要」があるという程度にとどまり、「成功の確定性」または「成功の高度な蓋然性」まで要求しない。

№30. 権利侵害行為について和解が達成されてから再び侵害商品を販売する場合の懲罰的賠償責任について

事件番号：（2022）最高法知民終871号

判決要旨：権利侵害者と権利者の間に、侵害商品の販売行為について和解が達成された後、権利侵害者

は同じ種の侵害商品を再び販売する場合、侵害者は権利侵害の故意があり、かつ情状が嚴重であると認定できる。権利者は、懲罰的賠償の適用を請求し、かつ過去の和解契約で約束された賠償金額に基づく金額の算定を主張する場合、人民法院はこれを支持すべきである。

№64. 独占行為に対する行政処罰の決定が民事賠償訴訟における証明力

事件番号：(2020) 最高法知民終 1137 号

判決要旨：一定の行為に対し、独占禁止法の法執行機関が当該行為は独占禁止法に禁止される行為に該当すると判断し、当該行為に対し行政処罰の決定を下し、かつ当該決定に対する不服の行政訴訟がなく、または当該決定はすでに人民法院によって認可された場合、原告側は当該独占行為をめぐる民事紛争事件において、前記の行政処罰決定に基づき、独占行為の成立を主張するには、その他の証拠を提示する必要はない。ただし、前記の決定を覆すに足りる程度の証拠がある場合を除く。

№70. 公共事業経営者の潜在的取引制限行為の認定

事件番号：(2022) 最高法知民終 395 号

判決要旨：独占禁止法上の取引制限行為は、明示的で直接的であることもあり得るし、潜在的で間接的であることもあり得る。市場の支配的地位を有する経営者は水道供給・電力供給・ガス供給などの公共事業の経営者である場合、またはその他の法によって独占的地位を有する経営者である場合、市場における競争に対し、より大きな影響を与えることが可能である。これらの経営者は関連取引において、特定の取引相手しか推薦しないことまたは特定の取引相手の情報しか開示しないことによって、取引の関与者は自由に他の経営者を選択し取引を行うことは困難となった場合、通常、取引制限行為に該当すると初歩的に判断して良い。

今回の裁判要旨摘要は、行政事件・民事事件・植物新品種事件・技術秘密侵害事件・独占禁止法事件の各分野に及ぶ。詳細は、最高人民法院の公式サイトにて確認できる。

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-394832.html>

また、ごく一部の事件は秘密保持のため非公開となる以外、全ての事件の判決は、中国裁判文書網

(<https://wenshu.court.gov.cn/>)にて確認できる。

二、「最高人民法院知識産権法廷典型案例」(2022)

最高人民法院知識産権法廷によると、今回の典型案例は、4つの特徴が挙げられる。第一に、知的財産権に対する保護の強度を増加し、イノベーションをさらに激励する；第二に、権利主張が困難であるに対し、新たなルートを探し、斬新な形でイノベーションを保護する；第三に、平等の原則を貫き、民営と外資系の企業にも平等な保護を与えること；第四に、各種の独占行為を厳しく規制し、公平な競争秩序を維持すること。

№1. 中国初の医薬品パテントリンケージ事件

(原告日本中外製薬株式会社 VS 被告中国浙江省温州海鶴薬業有限公司)

事件番号：【案号】(2022) 最高法知民终 905 号

事件経過と判決要旨：弊所 Newsletter 2021 年 11 月号と弊所 Newsletter 2022 年 3-4 月号は、すでに 2 回にわたって、本事件の経緯を紹介した。詳細は、以上の 2 号をご確認ください。事件の終審判決として、最高人民法院知識産権法廷は、以下の通り判断した。原審被告側は、保護範囲の最も広い請求項について声明をせず、かつその声明の内容と根拠を原審原告側に通知しなかったことは、ある程度に不当であり、注意する必要がある。しかし、ジェネリック医薬品の技術案は特許の請求項の保護範囲内にあるかについての判断は、原則上、ジェネリック医薬品の申込者の申告資料に依拠し、対照し、評価すべきである。対照の結果、ジェネリック医薬品の技術案は特許の請求項の保護範囲外にあるため、原審原告側の主張は認められず、第一審判決は維持された。

典型的意義：本事件は、中国初の医薬品パテントリンケージ事件である。中国における医薬品パテントリンケージ制度は、2021 年に成立されたばかりであり、まだ模索の段階にある。今回の事件は、制度創設の初期に現れた問題の解決に対する模索であり、国内外の医薬品業界からの注目を浴びる。

№9. 発明特許「In the computing device activities of card metaphor」無効審判事件

事件番号：(2021) 最高法知行终 1 号

事件経過と判決要旨：クアルコム社は特許番号 201310491586.1、「In the computing device activities of card metaphor」を発明名称とする発明特許の権利者である。本特許に対し、アップル・コンピューター・トレーディング（上海）（以下、「アップル上海」）は CNIPA に、無効審判請求を提起した。CNIPA の審決として、権利は維持された。アップル上海はその審決を不服し、北京知識産権法院に提訴した。第一審法院は、アップル上海の主張を棄却した。アップル上海は第一審判決を不服し、上告した。最高人民法院は以下の通り判断した。もし、技術案の複数の技術的特徴の間に、相互依存しかつ協働に作用し、全体として特定な機能を果たし、効果を実現する場合、進歩性を評価する際に、その協働作用も考慮すべきである。第二審判決も、第一審判決を維持し、アップル上海の主張を棄却した。

典型的意義：本件は、グローバル的な外資系企業の間での知的財産紛争となる。人民法院は、発明とイノベーションへの技術的貢献を客観的・公平的に評価することで、知的財産権に対する保護を強化する態度と外資系企業にとっても友好的な経営環境を構築する決意を示した。

今回の典型事例の全文は最高人民法院の公式サイトにて確認できる

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-394812.html>

また、ごく一部の事件は秘密保持のため非公開となる以外、全ての事件の判決は、中国裁判文書網 (<https://wenshu.court.gov.cn>) にて確認できる。

CNIPA、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表（連載終了）

2022年8月12日に、国家知識産権局（CNIPA）が、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表した。2020年6月15日、国家知識産権局（CNIPA）は「商標権侵害の判断基準」を制定し、公布した。商標権に関する法執行の業務指導をさらに促進し、基準の普及と解釈をさらに改善し、法執行者が規定の意味を正確に理解し、各地での実施過程における基準の適用に関する質問を迅速に答えるため、国家知識産権局（CNIPA）は、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を作成した。当文書は、計38条からなる「商標権侵害の判断基準」を逐条解釈した上、各条文に関連する典型的な判例も紹介した。本稿は、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」の重要な内容を取り上げ、抄訳の上、連載を行う。

第三十一条 他人の登録商標と同一または類似の文字をドメインネームとして登録し、そのドメインネームを通じて関連商品またはサービスの電子商取引を行い、関連公衆に誤認を生じさせる可能性があるものは、商標法第59条第7項が規定する商標権侵害に該当する。

本条に対する解説：商標の分野では、他人の登録商標をドメインネームとして登録することが時折発生する。ドメインネームの使用は商標権侵害と判定されるには、3つの要件を満たす必要がある。第一に、他人の登録商標と同一または類似の文字をドメインネームとして登録すること；第二に、ドメインネームを通じて同一または類似の商品またはサービスの取引を行うこと；第三に、関連公衆に誤認を生じさせやすいこと。ドメインネームを通じて同一または類似の商品またはサービスの取引を行っていない者については、具体的な状況に照らして、反不正競争法に従って対処することが適切である。

第三十三条 商標法第59条第3項が規定する「一定の影響力を有する商標」とは、中国で使用されている未登録商標の内、一定の範囲内で関連公衆に知られているものを指す。

一定の影響力を有する商標の認定は、商標の継続使用の期間、販売量、事業の規模、広告宣伝等の要素を考慮して総合的に判断する。

以下の場合には、本来の使用範囲内での継続的使用とはみなされない。

- (一) 商標の使用商品または使用サービスを追加すること。
- (二) 商標の図形、文字、色彩、構造、文体を変更すること。ただし、他人の登録商標と区別するために行った変更は、その限りではない。
- (三) その他、本来の使用範囲を超える場合。

本条に対する解説：本条は、先に使用された未登録商標の継続的使用のための条件に関する詳細規定である。本条の目的は、商標権の登録取得の制度を害することなく、商標登録者と商標の先使用者の間の利益のバランスを取り、市場ですでに一定の影響力を持つ未登録商標の先使用者の権利と利益を保護することにある。

「一定の影響力を有する商標」は、2つの要件を満たす必要がある。第一に、中国国内において先に使用され、その地理的範囲が中国国内に限定されること；第二に、一定の範囲の関連公衆に知られていること。

「一定の範囲」とは、一定の地理的範囲および一定の業界を含む範囲である。

「関連公衆」とは、商標を使用するある種類の商品又はサービスの消費者、上記の商品を生産し又はサービスを提供する他の事業者、及び流通経路に関与する販売者及び関係者などを指す。関連公衆を決定する際には、商品又はサービスの性質、種類及び価格等の要因がその注目度に及ぼす影響を考慮すべきである。異なる商品またはサービスは、異なる関連公衆に及ぼす。一般消費財（衣料品、食品など）の商標は、一般消費者を主な対象とする。より専門的な商品（例：大型機械）については、関連分野の従事者を対象とする。

商標法第 59 条第 3 項を適用させるには、先使用者が以下の 5 つの条件を満たす必要がある。第一に、商標登録者が商標登録を出願する前に既に使用していたこと；第二に、商標登録者より先に使用していたこと；第三に、商標登録者が商標登録を出願する前の使用が「一定の影響力を有する」レベルに達していること；第四に、元の販売された商品または提供されたサービス、及び経営の地域を超えていないこと；第五に、商標登録者から適切な識別標識を付するよう要求された場合、その要求を応じなければならない。

「一定の影響力を有する商標」の判断基準は、厳しすぎるものであってはならない。先使用者が、先に商標を一定の期間、一定の地域で、販売や広告の場面で使用し、公衆の間で商業信用を築いたことを証明できれば、通常、一定の影響力を有するとみなされる。先使用者は、同じ商品またはサービスにおいてのみ当該商標を使用することが認められ、この使用は、類似の商品またはサービス、類似の商標に拡大することはできない。先使用による抗弁の権利は、先使用者に一身専属する。先使用者以外の者は、先使用者の同意を得たか否かにかかわらず、商標法第 59 条第 3 項に基づき、侵害に該当しないとの抗弁を行う権利を有しない。

(連載終了)

『「商標権侵害の判断基準」に対する理解と適用』の全文は、CNIPA の公式サイトにて確認できる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/8/12/art_66_177297.html